



# 突入！選挙事務の現場

10月31日に衆議院議員総選挙が行われました。来年7月には参議院選挙も予定されておりあります。そこで、今月号では、選挙の裏側を「突入！選挙事務の現場」と題し、市選挙監査公平委員会の大道さんと一緒に紹介します。

流れを知ろう！

なるほど  
なるほどな



## ①選挙期日の公示・告示

選挙を行うことと投票の日をみんなにお知らせすることを公示・告示といいます。衆議院の総選挙と参議院の通常選挙については、天皇が内閣の助言と承認に基づいて「公示」を行います。それ以外の選挙については選挙管理委員会が「告示」を行います。

## ②立候補の届出

選挙に立候補する人が、「立候補の届出」をします。この届出をするまでは、選挙運動ができない決まりになっています。

## ③期日前投票

投票日に、投票所へ行くことが出来ない人は、期日前に投票ができます。

## ④投票日

投票日は午前7時から午後8時までです。（一部の地域を除く）

## ⑤開票

みんなが投票した票を開票します。投票箱の鍵がかけられ、候補者や政党別に投票用紙を分類し、集計していきます。

## ⑥当選者の決定

各開票所の開票管理者から開票結果の報告を受けて、当選した人を決定します。当選した人には選挙管理委員会が当選証書を交付します。

## 選挙の7つ道具

- 選挙事務所の標札（1）
- 選挙運動用自動車（船舶）表示板（1）
- 選挙運動用拡声機表示板（1）
- 自動車・船舶乗車（船）用腕章（4）
- 選挙運動員用腕章（11）
- 街頭演説用標旗（1）
- 個人演説会立札等表示板（5）

※カッコ内は数

## 「7つ道具」の点検

「選挙管理委員会が7つの道具を確認」というニュースを目にすることがあります。そもそも7つ道具って何を指すのでしょうか？候補者が街頭演説をしているのを見かけたら、7つ道具がどのように使われているのか見てみましょう。

大道さんの解説  
そうだったのか !!



7つ道具がないと選挙運動はできません。候補者間で公平さを保つため、各候補者の事務所や選挙カーなどの数が同じになるよう、制限をかけるんだ。

船の表示板があると、船に乗って選挙運動ができ、移動に使ったり、海や川からも有権者へ訴えかけることができるんだ。



選挙管理委員会から候補者に交付。  
※写真は5つ（選挙事務所の標札、個人演説会立札等表示板は候補者で準備）

大道さんの解説  
そうだったのか !!



記載台に貼ってある候補者名の掲示順は、届け出順ではなく、各市町村の選挙管理委員会がくじ引きで決めているんだ。ちなみに市内に設置してある掲示板のポスター順は県の選挙管理委員会が決めています。だから掲示板と記載台の候補者名の順番が違うんだよ。



ポスター掲示板を市内 216カ所に設置



10月31日実施の衆議院議員総選挙の投票箱は90箱



公示・告示日に合わせて庁舎や歩道橋などに啓発用のぼりを設置



投票所整理券など約17,500通郵送死亡者、転出者の抜き取り作業も



投票用紙自動交付機、名簿対照用パソコンなどの通信機器の設置



公示・告示日に期日前投票の会場設営。市職員にて投票箱や記載台を設置